

市税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります



徴収猶予

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤ 本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

などにより、市税を一時に納付することができないときは…



市税事務所の納税相談窓口（裏面参照）に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

徴収猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中は新たな督促、差押えはされません。また、既に差押えを受けている財産の売却もされません。
 - ・ 猶予期間中の延滞金が軽減（※）又は免除されます。
- （※）通常 年8.7% → 軽減後 年0.9%（令和5年中の利率）

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは…



市税事務所の納税相談窓口（裏面参照）に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

換価の猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中は既に差押えを受けている財産は売却されません。また、差押え前であれば差押えが猶予される場合があります。
 - ・ 猶予期間中の延滞金が軽減（※）されます。
- （※）通常 年8.7% → 軽減後 年0.9%（令和5年中の利率）

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間となります。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、市税事務所の納税相談窓口（裏面参照）に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとりの納付がない場合
- ・ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合 など



申請の手続

▶ 提出する書類

- ア 「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- イ 「財産収支状況書」※資産・負債・収支の状況などを記載してください。
- ウ 担保の提供に関する書類
- エ 災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）※り災証明書・医療費の領収書・廃業届など

▶ 申請の期限

- ・ 徴収猶予：表面の①から④に該当する場合の徴収猶予については、申請の期限はありませんが、⑤に該当する場合の徴収猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。
- ・ 換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6箇月を過ぎると申請できません。
※既に滞納がある場合や滞納となってから6箇月を過ぎる場合であっても、職権による換価の猶予が受けられる場合もあります。

▶ 猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、市税事務所納税室から猶予の許可又は不許可を通知します。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、国債・市長が確実と認める上場株式などの有価証券・土地・建物・市長が確実と認める保証人の保証などがあります。
ただし、①猶予を受ける金額が100万円以下である場合、②猶予を受ける期間が3箇月以内である場合、③上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合は、担保を提供する必要はありません。

お問合せ（納税相談窓口）

- ▶ 個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税（種別割）については、1月1日現在にお住まいの地域の担当に御相談ください。その他の税目については、諸税徴収担当に御相談ください。

＜受付時間＞ 午前8時45分～午後5時 ※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日です。

担当名	担当地域	電話番号	所在地
納税第1担当	市外担当	(075) 222-3513	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎1階 市税事務所納税室
	北区担当	(075) 222-3441	
	上京区担当	(075) 222-3442	
納税第2担当	左京区担当	(075) 222-3446	
	中京区担当	(075) 222-3453	
納税第3担当	右京区担当	(075) 222-3454	
	西京区担当	(075) 222-3455	
	西京区洛西担当	(075) 222-3456	
納税第4担当	東山区担当	(075) 222-3457	
	下京区担当	(075) 222-3458	
	南区担当	(075) 222-3459	
納税第5担当	伏見区担当	(075) 222-3460	
	伏見区深草担当	(075) 222-3461	
納税第6担当	山科区担当	(075) 222-3462	
	伏見区醍醐担当	(075) 222-3463	
諸税徴収担当		(075) 222-3514	

※市税を納期限までに納付できない場合には、お早めに市税事務所の納税相談窓口にご相談ください。

市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。